

(別紙)

指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点

1 ICT等を活用した学習活動とは例えばどのようなものがありますか。

○ 「ICT等を活用した学習活動」には、インターネットのほか、郵送や電子メール、FAXなどを活用して提供されるものも含まれ、例えば次のような例があります。

- ・民間業者が提供するICT教材を活用した学習
- ・パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
- ・教育支援センター作成のICT教材を活用した学習
- ・学校のプリントや通信教育を活用した学習
- ・ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信）

2 在籍校の校長が、出席扱いについて有効・適切であると判断する場合の基準がありますか。

○ 一人一人の児童生徒の状況や学校、地域の実態が異なるため、文部科学省から一律の基準を示すことはしていません。しかし、児童生徒の努力を学校として評価し、将来的な社会的自立に向けた進路選択を支援するという趣旨から、学校や教育委員会において一定の基準を作成しておくことは必要であると考えます。

また、既に基準を作成している場合でも、それが古いものであれば、今の時代の状況にあったものになるよう見直すことも検討すべきです。

3 当該生徒が指導要録上の出席扱いになることにより、具体的にどんなメリットがありますか。

○ 不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や卒業後の進路選択の妨げになっている場合もあることから、このような児童生徒に対し、学習等に対する意欲やその成果を認め、適切に評価することは、自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的自立を支援することにつながります。

4 訪問等による対面指導は誰が行えばよいですか。

- 対面指導を行う者としては、在籍校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家のほか、教育支援センターの職員、教育委員会等による事前の指導・研修を受けたボランティアスタッフなども想定されます。

5 計画的な学習プログラムとはどのようなものですか。

- 学年や個々の学習の理解の程度に応じたものであり、在籍校の年間指導計画に準拠した形で月ごとや学期ごとなどある程度長期的な計画になっていることが望ましいと考えています。民間業者が提供する教材を活用する場合などは、あらかじめ決められている学習プログラムを活用してもかまいません。

6 学習活動の評価はどのようにすればよいですか。

- 出席扱いとした場合、必ずその成果を評価に反映しなければならないわけではありませんが、すべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載できない場合でも、たとえば自宅における学習状況を所見欄に文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から適切な記載がのぞまれます。
また、民間業者が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことも考えられます。

7 指導要録上の出席扱いと判断しなかった事例がありますか。

- 出席扱いと判断しなかったケースについては、教育委員会への聞き取りから、例えば次のような事例を把握しています。
 - ・学校が、家庭訪問等による対面指導を設定したが、家庭の協力が得られないことから、当該児童の状況や学習状況の様子が十分確認できなかった。
 - ・無料のインターネット学習プログラムを利用していたが、当該プログラムにおける学習のねらいや内容が明確でなかった。

8 出席扱いと判断した場合に、留意すべき点がありますか。

- 自宅における I C T等を活用した学習活動を「出席扱い」とすることにより、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意する必要があります。家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ学校外の公的機関や民間施設等での相談・指導を受けることができるように段階的に調整していくことも大切だと考えます。

参考事例

【1】教育支援センターとの連携

(1) 学習活動の内容

教育支援センターであらかじめ学習プログラムを内蔵しているパソコンを貸し出し、同プログラムの計画に沿って自宅学習ができるようにしている。これによって、一人ひとりの学習履歴を管理することもできる。

(2) 対面指導

教育支援センターの支援員が家庭訪問をするなどして面談するほか、在籍校の教職員による家庭訪問も定期的実施している。ICT学習支援として研修を受けた対面指導員が、対面指導を行うこともある。

(3) 保護者との連携

教育支援センターの支援員が家庭訪問をするなどして保護者とも面談しているほか、教育支援センターから学校に毎月報告書を提出し、それをもとに学校が保護者とも学習状況の確認・共有をしている。

(4) 出席扱いと評価

教育支援センターからの報告書等に基づき、学習内容や学習時間を踏まえて学校長の判断で出席扱いにしている。通知表の所見欄にコメントとして記載する場合もある。

【2】民間の学習教材を活用

(1) 学習活動の内容

民間業者が提供するインターネット上の学習教材を活用し、同教材における個人に応じた学習計画（教科書に準拠したもの）に沿って自宅学習をしている。

(2) 対面指導

担任や学年主任、SSWが週1回（必要に応じてそれ以上）家庭訪問している。

(3) 保護者との連携

担任等が定期的に電話連絡や家庭訪問を行い、学習状況等の聞き取りや取組へのアドバイス等を行っている。

(4) 出席扱いと評価

学習内容や学習時間を踏まえて学校長の判断で出席扱いにしている。学校と民間の学習教材とでは評価基準が異なるため、別途学校の課題プリントを送付し、その取組内容を確認して所見の評価としている。